

軽自動車税と法人市民税の 税率が変更されました

お問い合わせ 市民部 税務課（近江庁舎） ☎52-1556 📠52-8730

軽自動車税

▼原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車

取得年月日にかかわらず、平成27年4月1日から新税率が適用されます。



車種	種別	税率（年額）	
		平成26年度まで	平成27年度以降
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー（排気量50cc以下）	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	排気量125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
	ポータトレラー		
二輪の小型自動車	排気量250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円

▼軽四輪などの車両

新規登録をした年月日^{*}によって、適用される税率が異なります。

^{*}初めて車両番号の指定を受けた年月日で、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」のこと。



車種	税率（年額）		
	① 平成27年3月31日 までに新規登録した車両 （現行税率）	② 平成27年4月1日 以後に新規登録する車両 （新税率）	③ 新規登録後 13年超 （経年車重課）
三輪のもの	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	自家用	7,200円	12,900円
	営業用	5,500円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	6,000円
	営業用	3,000円	4,500円

①平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年を超えるまで現行税率のままです。

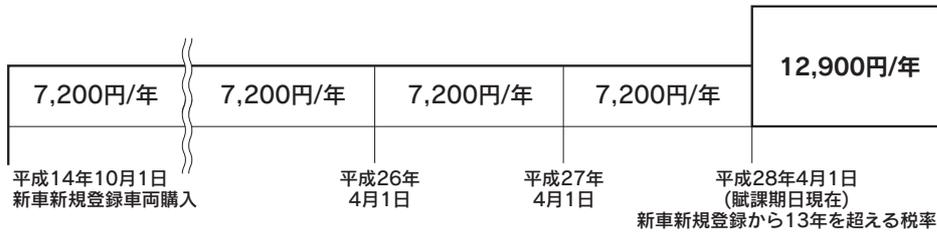
②平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます。

③平成28年度以降は、新規登録した年月から13年経過した車両（電気自動車等を除く）については、経年車重課の税率が適用されます。

※中古車を購入する場合も、その車両が新規登録された日が基準となります。

軽四輪の乗用・自家用車の例

- 平成14年10月1日に新車新規登録をした車両は、
平成27年4月1日…7,200円（税率変更なし）
平成28年4月1日…12,900円（賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率）



廃車手続きはお済みですか？

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有（登録）者に課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度分の税金を納めていただくこととなります（月割り課税の制度はありません）。必ず廃車の手続きは4月1日までに行ってください。



登録、廃車のお問い合わせ

- ・軽自動車（三・四輪） 軽自動車検査協会滋賀事務所 ☎050-3816-1843
- ・二輪車（125ccを超えるもの） 近畿運輸局滋賀運輸支局 ☎050-5540-2064
- ・125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車 市 税務課（近江庁舎） ☎52-1556

法人市民税 法人税割の税率を改正しました

平成26年の税制改正に伴い、法人市民税法人税割の税率が引き下げられました。また、地方法人税（国税）が創設され、引き下げ分に相当する税込額が地方交付税の原資とされることとなりました。

市の法人税割の税率については、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、次のとおり引き下げられました。

	9月30日以前に開始する 事業年度の税率	10月1日以後に開始する 事業年度の税率
法人税割の課税標準となる法人 税額(分割前の額)に対して	13.9%	11.3%

※今回の税率改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割の税額を求める算式が次のように変わります。

$$\begin{aligned} & \text{前事業年度の法人税割額} \times 6 / 12 \text{ (前事業年度の月数)} \\ & \quad \downarrow \\ & \text{前事業年度の法人税割額} \times 4.7 / 12 \text{ (前事業年度の月数)} \end{aligned}$$

償却資産の申告は1月末日までに！

償却資産とは

工場や商店、事務所などの経営者が、事業のために所有している機械や工具、備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

また、償却資産は、法人税または所得税を申告する上で、減価償却額または減価償却費として損金や必要経費に算入されるものです。

なお、自動車税や軽自動車税が課税される車両は課税対象外です。

申告の義務

償却資産を所有する人は、地方税法の規定により毎年1月1日現在の所有状況を申告することになっています。

対象となる償却資産は、平成27年1月1日現在、市内に所在する事業用資産です。該当する場合は、申告書に記入し、平成27年1月末日までに提出してください。

申告に必要な書類を12月中旬に送付します。新たに申告が必要となり申告書をお持ちでない場合は、税務課へご連絡ください。

償却資産の例

資産の種類		課税の対象となる資産
構築物	構築物	広告塔、敷地内舗装、門扉、緑化施設、フェンスなど
	建物付属設備	ボイラー、発電機、厨房設備など特定の資産または業務の用に供されるもの
機械および装置		金属加工機械、土木機械、医療用機械、電気機械、その他部品の製造・加工・修理に使用する機械など
車両および運搬具		大型特殊自動車、構内運搬車など
工具・器具および備品		切削工具、取付工具、鍛圧工具、陳列ケース、娯楽用器具、事務用備品(パソコン)など

申告には「eLTAX (エルタックス)」を！

償却資産の申告には、インターネットによる電子申告サービス「eLTAX (エルタックス)」が利用できます。

詳しくは、市公式ウェブサイト(トップ▶暮らし▶税金▶電子申告について▶地方税の電子申告(eLTAX))でご確認ください。



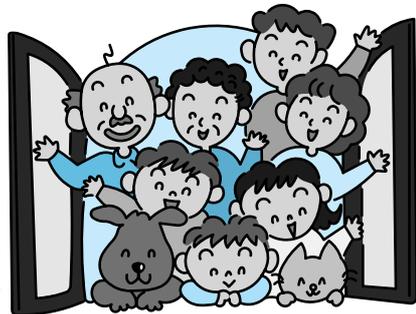
家屋を取り壊したときは届出を！

住宅、物置、車庫などには、毎年1月1日を基準日として、固定資産税が課税されます。家屋を取り壊した場合は、「家屋異動申告書」の提出が必要です。該当する場合は、印鑑をお持ちの上、税務課(近江庁舎)、またはお近くの庁舎窓口へお越しください。申告書は、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

「家屋異動申告書」を年内に提出いただくと、平成27年度からは取り壊された家屋の固定資産税は課税されません。



市税や県税の納め忘れはありませんか



県内全市町と県では、公平な税負担と税収の確保を図るため、「滋賀地方税滞納整理機構」を設置し、連携・協働して市町税と県税の滞納整理を推進しています！

みなさんから納めていただく市税や県税は、福祉・教育など市民のみなさんへの身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

市と県では、12月を「滞納整理強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を行います。未納のまま放置すると、預貯金・給与等の差押えや自宅の捜索を行うことがあります。もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

問 (市税) 市 取納対策課 (近江庁舎)

☎52-3189

(県税) 東北部県税事務所納税課

☎0749-65-6606